

令和 7 年（2025 年）10 月 21 日

各市町村介護保険法所管課長 様

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課主幹

生活保護法に基づく指定介護機関に関する手続きの見直しについて（依頼）

このことについて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和 7 年 5 月に公布され、生活保護法が一部改正となります。

これにより、令和 8 年 4 月 1 日から、生活保護法に基づく指定介護機関の手続方法に変更が生じることを周知するため、下記資料を貴管内の各介護事業者へ送付願います。

記

1 送付依頼資料

- 通知文（各介護機関宛て）
- 別紙「指定介護機関の手続方法の変更点」
- 【参考】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布について（通知）」

保護医療介護係

担当：鈴木 瑠人

TEL：011-231-4111（内線：25-632）

Mail：suzuki.ryuuto1@pref.hokkaido.lg.jp